

令和元年6月25日現在

機関番号：17301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2018

課題番号：26870705

研究課題名(和文) ヨーロッパの多文化社会における子どもへの性的虐待防止に関する社会学的研究

研究課題名(英文) A Sociological Research on the Prevention of Child Sexual Abuse in the Context of Cultural and Religious Diversity in Europe

研究代表者

見原 礼子 (MIHARA, Reiko)

長崎大学・多文化社会学部・准教授

研究者番号：70580786

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、ヨーロッパ諸国が子どもへの性的虐待を防止するための教育プログラムを開発・実施するにあたり、子どもの文化的・宗教的多様性がいかに考慮されてきたのかを考察し、今後の課題を明らかにすることを目的とした。

詳細な事例研究としてはオランダの事例を扱った。事例研究の結果、政策としては教育プログラムの実施において子どもの文化的・宗教的背景への考慮の必要性が確認されていた一方、「考慮」が何を意味するのかについては曖昧なままであった。移民を対象とした調査から明らかになったのは、自主的な教育教材作成の動きである。これらは「考慮」のありかたを展望するにあたって有効な視座の一つとなりうるだろう。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本でも近年、家庭やコミュニティにおける性的虐待がようやく深刻な問題として認識されるようになり、虐待防止教育の発展に向けた端緒が開かれつつある。しかしながら、現在の日本社会においては移民の割合が欧米に比して少ないこともあって、文化的・宗教的背景の異なる子どもへの対応が重視されているとは言い難いのが現状である。だが、日本が近い将来、多文化社会という文脈の中で本課題と向き合う必要が生じることは容易に想定される。本研究はヨーロッパの近年の経験と課題を検証することで、日本がこれから直面する課題の重要な先例を限定的にはあるが提示しえた。

研究成果の概要(英文)： This study was based on how the cultural and religious diversity of the members of society has been taken into account as European countries develop and implement educational programs to prevent sexual abuse of children. In so doing, this research aimed at considering future issues.

In terms of policy development, the research focused on trends in Europe as a whole, and for in-depth case studies, through the Dutch case. As a result of the case study, it was found that, while having been recognized the need to consider the cultural and religious background of children, it remains unclear as to what is meant by "consideration". Also, it became clear from the survey of children of immigrant families that some immigrants are starting to make educational materials independently. Such initiative can be one of the effective perspectives in the prospect of concrete ways of "considering" various cultural and religious backgrounds in advancing sexual abuse prevention efforts.

研究分野：子ども社会学, 教育社会学

キーワード：ヨーロッパ 移民・難民 性的虐待防止 教育 セクシュアリティ 文化 宗教

1. 研究開始当初の背景

子どもに対する性的搾取や性的虐待問題が国際的に注目され、本格的な取り組みが始まったのは1980年代に入ってからである。近年の動きとして注目されるのが、2007年に欧州評議会が採択した「性的搾取及び性的虐待からの子どもの保護に関する条約」(別名ランサロテ(Lanzarote)条約)である。この条約は、それまで主に関心が寄せられてきた商業的な性的搾取だけでなく、それ以外の形態の性的虐待行為にも力点を置いた包括的な国際約束として成立したことに特徴がある。

そのなかで最も重要な取り組みの一つが、同条約第6条に定められている性的虐待防止のための子どもを対象とした教育や情報提供である。それらは「適当な場合には親と連携しながら提供」することが必要とされている。子どもへの教育や情報提供の場として学校が期待される役割は大きく、具体的に学校で行われる性教育やシティズンシップ・人権教育のカリキュラムの中に性的虐待や暴力から身を守る策を含め、それらを推進することによって、子どもを対象にした性的虐待の防止あるいは被害を最小限に止めうる可能性がいくつかの先行研究によって指摘されている。また、学校以外でも、CAP(子どもへの暴力防止)プログラムなど、NGO/NPOや自治体などのイニシアチブにより様々な学びの場やプログラムが提供されている。子どもたちやその家族に対して、それらの教育プログラムをいかに有機的に展開していくかが鍵となる。

2. 研究の目的

教育プログラムの展開にさいして論点の一つとなるのが、いかに虐待リスクの高い家庭や子どもに対してアプローチしていくかという問題である。そのなかでもしばしば議論となるのが、移民家庭の子どもを取り巻く困難な状況と、それを虐待のリスク要因として解釈することの是非についてである。欧州評議会の性的搾取及び性的虐待子ども保護条約の批准国のうち多くのヨーロッパ諸国は、第二次世界大戦後に移民や難民を多く受け入れたが、かれらは社会経済的に弱い立場に置かれることが多く、その結果、高い失業率や低い教育歴などといった傾向が続いている。

移民家庭の子どもに対する虐待リスクをめぐる研究が主に臨床社会心理学的見地から積み重ねられてきた一方で、移民家庭やその子どもの文化的・宗教的背景と提供される教育プログラムの関係に着目した社会学的研究は、管見の限りではほとんど存在しない。そこで本研究では、ヨーロッパ諸国が子どもへの性的虐待を防止するための教育プログラムを開発・実施するにあたり、社会の構成員の文化的・宗教的多様性がどのように考慮されてきたのか/されてこなかったのかを考察し、今後の課題を明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

インタビュー・参与観察を中心としたフィールド調査研究を通じて以下の3つの問いを明らかにすることを試みた。

第一に、対象国において子どもへの性的虐待防止策が進められる段階で、児童虐待問題を管轄する行政機関や専門機関において、社会の多様性は政策的にどのように位置づけられてきたのかを明らかにする。

第二に、教育プログラムを実施する現場で移民の文化的・宗教的多様性への考慮はどの程度なされ、またどのような課題が生じてきたのかを明らかにする。

第三に、移民たちの文化圏や宗教コミュニティ内において、性的虐待・暴力問題はどのように捉えられ、いかなる対応が必要とされ、またいかなる取り組みが進められてきたのかを明らかにする。

4. 研究成果

(1) まず、子どもへの性的虐待防止にかかわるヨーロッパ全体の取り組みの変遷を概観するため、欧州評議会の性的搾取及び性的虐待子ども保護条約の成立背景及び条約の履行状況を検討する作業を行った。2016年4月末現在、同条約は欧州評議会の47加盟國中44カ国が批准しており、これらの締約国は性的搾取及び性的虐待問題への取り組みをより一層強化していく段階にある。

性的搾取及び性的虐待子ども保護条約を履行するために設置された締約国委員会(the Committee of the Parties)における最も重要な仕組みとして挙げられるのが、モニタリング制度である。条約では、第1条2項にモニタリング制度を創設することが規定されている。本条約では初となるモニタリングの第一ラウンドは2013年に立ち上げられ、2016年1月に第一部報告書が刊行された。同報告書を分析することにより、欧州評議会の加盟国における「信頼の輪の中で起きる子どもへの性的虐待(Child Sexual Abuse within the Circle of Trust: CSA-CT)」をめぐる法整備および刑事手続きの現状と課題の一端を明らかにした。

第一ラウンドに参加したのは、モニタリングが開始された時点ですでに条約締約国となっていた26カ国である。

第一ラウンドで扱われた質問表は、条約の履行状況に関する総合的な質問群に加え、ラウンド毎に設定されるテーマに基づく質問群によって構成されている。初回のラウンドでは「信頼の輪の中で起きる子どもへの性的虐待」が特定テーマに据えられていた。これは、欧州評議会

加盟国における子どもへの性的虐待の大半が、家庭あるいは子どもに近い立場にいる人間や子どもの社会環境の内側にいる人間によって引き起こされているという実態を踏まえたものである (Lanzarote Committee 2015: 6)。

同報告書においては、性的虐待の予防的措置や戦略に関して、とりわけ重要な役割を果たす教育における取り組みが子どもを対象としていかに展開されてきたかも明記されていた。そこで、本研究においては、すべての締約国の回答を通じて分析した結果、以下のことが明らかになった。

- ・26カ国中21カ国が学校カリキュラムに全般的な性的搾取や性的虐待のリスクに関する情報を盛り込んでいることが明らかになった。ただし、どのような科目に取り入れるか、どの学年において取り入れるか、という2点に関して、多様性がみられる。

- ・どのような科目に取り入れるか、については、保健 (health) 及び/または性教育 (sexual education) において取り入れている国が多いが、単独の科目に取り入れるのではなく、複数の科目に取り入れている国もある (デンマークなど)。

- ・扱う学年については、初等教育段階での導入が重要だとする国もあれば、中等教育段階での実施に力を入れている国もあり、様々。

信頼の輪のもとで起こる性的虐待のリスクに対応するための教育については、26カ国中14カ国が特別の配慮を行っているとは回答していた。ただし、どのような配慮がなされているのか明確に回答している国はほとんどなかった。あるいは、信頼の輪の中でも、限定された状況 (例えば学校におけるリスク (クロアチア)、スポーツクラブ等におけるリスク (フィンランド)) でのリスクを説明している国もいくつかあった。

また、欧州評議会が作成した教育教材が活用されていることも重要である。たとえば、「キコとおてて (Kiko and the Hand)」という初等学校段階の子ども向け教材は、短い動画と絵本があり、現在19カ国語に翻訳されている。対象国による回答によると、この教材は、たとえばクロアチアにおける幼児から初等教育段階の子供を対象にしたキャンペーンで内務省が使ったり、マルタにおいてマルタ語に翻訳されたこの教材がすべての小学1年生に配布されたり、などと活用が進んでいることが明らかになった。

このように、欧州評議会のレベルでは、各国の状況に応じた教育の取り組みがなされていることが明らかになった一方で、国内の社会の構成員の文化的・宗教的背景については、踏み込んだ記載は見当たらなかった。

(2) 次に、国内での性的虐待防止を目的とした教育プログラムの策定における移民の文化的・宗教的多様性への配慮の有無について明らかにするため、オランダの事例を取り上げることにした。オランダでは、「人身売買と子どもに対する性的暴力に関する国家ラポラトゥール (De Nationaal Rapporteur Mensenhandel en Seksueel Geweld tegen Kinderen)」という組織が、当該政策の実施に関して監視する役割を担っている。同組織は当初、2000年に人身売買に関する国家ラポラトゥールとして誕生したが、2009年に子どもに対する性的暴力も対象として加わり、その機能が拡張された。近年では、性的虐待・性暴力を効果的に防止する策としての教育のありかた、とりわけセクシュアリティ教育のありかたに着目しており、2017年にはオランダ国内の初等・中等教育機関に対して行った調査結果を報告書として刊行した (De Nationaal Rapporteur Mensenhandel en Seksueel Geweld tegen Kinderen 2017)。

オランダでは2012年以降、セクシュアリティ及びセクシュアリティの多様性についての教育を学校で実施することが義務化された。性犯罪行為やその防止も、この枠組みの中に位置づけられる。同報告書によれば、調査対象となった初等学校のうち、77%の学校運営者が性犯罪行為に関連する教育プログラムを導入しているとの回答がなされた。また、教員がセクシュアリティ教育を実施するにあたって求められる知識や考えかたの一つとして、「生徒の文化的・宗教的背景を考慮すること」 (Ibid: 44) も含まれていることが明らかになった。ただし、その具体的な内容については触れられておらず、いかに「考慮」するのか/するべきであるのかについてより詳細に考察を加える作業は今後の課題として残された。

(3) 政策的な展開を踏まえたうえで、移民たちの文化圏や宗教コミュニティ内において、性的虐待・暴力問題はどのように捉えられ、いかなる対応が必要とされ、またいかなる取り組みが進められてきたのかを、オランダやベルギーの事例を通じて考察した。

興味深い事例として、オランダのイスラーム学校におけるセクシュアリティ教育教材に着目して考察を進めた。オランダでは、1989年に初のイスラーム学校が設立されて以降、現在では52校のイスラーム学校 (うち中等学校1校) がオランダの公教育機関として運営されている。セクシュアリティとその多様性に関する教育の義務化は、イスラーム学校関係者にとって大きな挑戦ととらえられた。それは何よりも、セクシュアリティに関していかなる内容を、いかなる時期に、どのように扱うべきかをめぐって、イスラーム学校関係者の間でも合意がみられていなかったことによるものであった。そこで、イスラーム学校関係者が集い、イスラームの視点からセクシュアリティや思春期にかかわるテーマを扱った教材の開発が専門家を交えて進められることになった。数年間の協議を経て、包括的なセクシュアリティ教育教材が2015年に出版されるにいたった。

本研究では、ムスリムコミュニティが作成したセクシュアリティ教育の教材と、オラン

ダの学校で広く使われている一般的なセクシュアリティ教材 (Rutgers 作成) の内容が大きく異なることを明らかにしたうえで、前者の教育教材の特徴を抽出する作業を行った。

この分析の結果、イスラームの視点からセクシュアリティ教育を考案するとは、何よりもまず、クルアーンやハディースを参照することが出発点となることを突き止めた。本来、クルアーンにはセクシュアリティにかかわる様々な事柄が豊富に盛り込まれている。イスラームにおける教えそれ自体は本来的にセクシュアリティ教育が想定する範囲と矛盾していない (Tabatabaie 2015: 277) と見ることもできる。オランダにおいて開発されたこの教材においても、こうした原則に立脚していることが明らかとなった。この点は、イスラーム的背景を持つマイノリティ生徒の背景を「考慮」することの具体的なありかたを展望するにあたって、有効な視座となりうるだろう。

<引用文献>

- Lanzarote Committee, 1st implementation report: Protection of children against sexual abuse in the circle of trust: the Framework [T-ES(2015)05_en final], Council of Europe, 2016.
- De Nationaal Rapporteur Mensenhandel en Seksueel Geweld tegen Kinderen, *Effectief Preventief. Het voorkomen van seksueel geweld door seksuele en relationele vorming in het onderwijs*, 2017.
- Tabatabaie, A. "Childhood and Adolescent Sexuality, Islam, and Problematics of Sex Education: a Call for Re-examination", *Sex Education*, Vol. 15, No. 3, pp276-288, 2015.

5 . 主な発表論文等

[雑誌論文](計 6 件)

- 見原礼子 (2019) 「子ども虐待」の構築主義的研究を再考する 到達点、そしてその先へ」『多文化社会研究』第 5 巻、pp.333-352. 査読有
- 見原礼子 (2018) 「二国間比較研究の方法論的再考と現代的意義: ヨーロッパにおける公教育制度の批判的問い直しのために」『比較教育学研究』第 57 号、pp.51-72. 査読無
- 見原礼子 (2018) 「子ども虐待問題における文化相対主義的アプローチの課題をめぐり一考察 ジル・E・コービンの議論を手がかりに」『多文化社会研究』第 4 巻、pp.233-249. 査読有
- 見原礼子 (2017) 「ヨーロッパの学校教育におけるムスリム移民主体の取り組み」『学習社会学会紀要』第 13 号、pp.27-30. 査読無
- 見原礼子 (2017) 「21 世紀の「難民問題」 人道危機への向き合い方」『多文化社会研究』第 3 巻、pp.1-5. 査読無
- 内藤正典・見原礼子 (2017) 「難民・内戦・テロ 全てがつながる時代に共生を考える」『多文化社会研究』第 3 巻、pp.6-21. 査読無

[学会発表](計 12 件)

- MIHARA, Reiko (2019) "Progress towards Prohibition of Corporal Punishment against Children in Japan: Current Debates and Future Prospects", Nagasaki University WISE Programme Kick-off Symposium.
- 見原礼子 (2019) パネルディスカッション「外国人との多文化共生」, シンポジウム「SDGs を語り合う～持続可能な社会を目指して～」.
- 見原礼子 (2018) 「ブリュッセルにおける社会融和に向けたモスクの試みと期待 モランベーク地区を事例に」第 77 回ベルギー研究会 .
- MIHARA, Reiko (2018) "Quelques réflexions sur l'enseignement islamique en Belgique et aux Pays-Bas: Mises en perspective depuis l'enseignement religieux au Japon" Séminaire du Centre interdisciplinaire d'études de l'Islam dans le monde contemporain (CISMOC).
- MIHARA, Reiko (2017) "Implementing Comprehensive Sexuality Education for Muslim Children in Europe: A Case Study on Islamic Schools in the Netherlands", 15th ISPCAN European Regional Conference on Child Abuse and Neglect.
- 見原礼子 (2017) 「オランダのイスラーム学校におけるセクシュアリティ教育教材の分析」日本比較教育学会第 53 回大会 .
- 見原礼子 (2016) 「欧州における「信頼の輪の中で起きる子どもへの性的虐待」をめぐり法整備および刑事手続の現状と課題」日本子ども虐待防止学会第 22 回学術集会 .
- 見原礼子 (2016) 「ヨーロッパにおけるムスリム移民系生徒の教育課題」日本学習社会学会第 13 回大会課題研究 「多文化共生社会をめざす教育」.
- MIHARA, Reiko (2016) "Challenges for Promoting Sexuality Education in Multicultural Societies: Sociological Analysis on Responses from Religious Minorities in Western Europe", The 16th World Congress of Comparative Education Societies.

見原礼子(2016)「ヨーロッパにおけるイスラーム教育の地域展開」日本比較教育学会第52回大会ラウンドテーブル6「ポストグローバル化期イスラーム教育の地域展開」.

見原礼子(2016)「欧州評議会の「子どもの性的搾取及び性的虐待からの保護に関する条約」に関する一考察 条約履行状況及びモニタリング制度に着目して」日本子ども社会学会第23回大会.

MIHARA, Reiko (2016) "Promoting Education as a Means of Child Sexual Abuse Prevention: Analysis through the Result of the First Monitoring Round of the Council of Europe Convention on Protection of Children against Sexual Exploitation and Sexual Abuse (Lanzarote Convention)", 10th Biennial Conference of Comparative Education Society of Asia (CESA).

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

なし

6. 研究組織

(1)研究分担者 なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。